

株式会社 エムロード メンバーズクラブ規約

第1条(規約の主旨)

本規約は、エムロードの会員(以下会員という)の権利・義務について定めるものである。

第2条(目的)

エムロードは、会員に対し、幸福な家庭を築くために、最も適合した配偶者の選択を行うための情報・データを提供し、婚約迄のカウンセリング及びガイダンスを与えることを基本的事業目的とする。

第3条(契約成立の日)

入会希望者で入会申込書並びに入会契約書を提出し、エムロードがこれを受理した入会申込書記載日をもって契約成立とする。

第4条(会員の資格)

- (1) 入会申込に際しては、エムロードの規定のもとに各支社が資格審査し、入会を認めるか否かは、エムロード各支社の自由裁量に属するものとする。尚、入会を認めない場合にもその理由を開示しない。
- (2) 入会申込書は、入会承認を以てエムロード会員資格を有し、会員は申込を行った支社に対し本規約に定める権利を有する。

第5条(エムロードの提供するサービス)

エムロードは、会員に対し、第2条の目的を達成するため下記のサービス提供をする。

- (1) 適正配偶者に関する情報サービスを婚約する迄行い、適正配偶者を選択する場所、機会を提供し、且つ推薦を行う。
- (2) 会員が自己に適する配偶者を選択するのに必要なカウンセリング・アドバイス及びガイダンス等を与える。
- (3) 1対1のお見合いの場を提供し、紹介の立会及び支援を行う。
- (4) パーティ等他の企画イベントを適時行う。
- (5) 交際中の必要なカウンセリングまたは相談に応じる。
- (6) 会員の要望に応じ、婚約に至る迄本人及び双方の両親とのコミュニケーションの援助も適時行う。

第6条(費用)

- (1) 入会を希望する者は、エムロードが規定する諸費用を納入しなければならない。

- (2) パーティ等イベント行事の参加費用は実費負担とする。

- (3) エムロードの紹介によって結婚への意志が決定した場合、1週間以内にエムロードが規定する成婚料を納入しなければならない。故意に遅滞(1週間以上)したとき、または交際を隠した場合は、規定の成婚料の倍額を違約金として支払う。意思決定は、ご紹介日より6ヶ月を越えることは出来ない。また退会後 エムロードの紹介による相手との交際が発覚した場合は3倍額の違約金を支払う。成婚料なしコース選択者も成婚料有コースに準ずる。
- (4) クレジット利用の会員が、クレジット完済前に成婚または休会または退会する場合、クレジット規約に従って残債を支払う。第14条(除名)に該当する場合もこれに準ずる。

第7条(クーリングオフ及び中途解約)

申込日を含む8日間は、書面の申出により、申込みの取消をすることができる。この場合違約金その他費用に関する請求は一切しない。(クーリングオフ制度の適用)

クーリングオフ経過後でも、いつでも中途解約ができる。その際は下記の条件により精算する。

- (1) クーリングオフ期間経過後、役務提供開始前

清算金 = 支払総額 - 登録手数料 30,000円

- (2) 役務提供開始後

※月会費コース、情報開示分の情報提供料、実施済のお見合い料、活動月の月会費の返金は出来ない。未活動の月会費は返金する。

清算金 = 支払総額 - (月会費 × 解約月を含む経過月数) - 解約損料(経過月数 = 20日までに書面にて届出、翌月より停止)

※解約損料は1ヶ月あたりの料金 × 未経過月数(解約月含まず)の20%。もしくは2万円のいずれか低い額とする。

※会員資格の有効期間は契約日から2年までと致します。

※前受金の保全措置 無し

※割賦販売法に基づく抗弁権の接続適用

※会員同志成婚退会の場合は、契約完了となりますので返金は致しません。

第8条(費用の返還)

- (1) エムロードが第2条及び第5条の遂行に支障なき場合の退会に関しては、会員資格を自ら放棄したものとみなし、これを返還しない。
- (2) 帰属支社が天災・地変等止むを得ない事情により継続的会員サービスが不可能になった場合は、他支社がそのサービスの継続を行う。

第9条(会員の義務)

- (1) 会員は、エムロードがサービス提供するために必要とする自己に関する情報をエムロードに供与しなければならない。

また、会員は、エムロードに対し真実を述べるものとし、真実を隠したり虚偽の事実を報告してはならない。

- (2) 会員は必要に応じ、独身証明書、保証人、卒業証明書、在籍収入証明書(源泉徴収票)、写真、その他エムロードが要求する書類を速やかに提出するものとし、これを怠った場合には、エムロードはそのサービスの停止を行うことができる。

- (3) 会員は、エムロードが提供するサービスにより、自分が知り得た情報及び事項につき秘密を守り、これを他の者に漏らしてはならない。

- (4) 会員は、お見合紹介迄はエムロードを通じて話し合いを行い、見合直後の可・否もエムロードを通じて報告しなければならない。

- (5) 会員は、相手会員に対して誠意をもって接し、お互いの人格を尊重し、当事者の責任において公序良俗に従い礼節を守り、相手会員並びにエムロードの信用と品位を傷つけてはならない。

- (6) 会員は、住所その他エムロードに申告してある事項に重要な変化が生じた場合、速やかにエムロードに報告するものとする。

- (7) 会員は、交際開始後その経過と真意を月一回確実にエムロードに報告しなければならない。3ヶ月以上報告なき場合は成婚の意志決定とする。又、交際中の退会は成婚扱いとする。

- (8) 会員が結婚の合意に達した場合には、一週間以内にエムロードへ報告しなければならない。

裏面に続く

第10条(会員情報の管理・秘密厳守)

エムロードは会員に関するデータにつき秘密を守り、正当な目的以外に使用しない。また、会員が相手会員に対し、自己の本籍・現住所・父母・兄弟等の氏名を明らかにするか否か及びその時期については、会員自身の意思決定によるものとする。

第11条(会員期間)

- (1)会員期間は2年間とし、会員は24ヶ月にわたり第5条のサービスを受けることができる。
- (2)会員は期間満了の際、規定の情報誌製作費を納入することにより、2年間期間を延期することができる。この場合入会金は免除される。但し、継続会員としてふさわしくないと判断した場合、これを拒否できる。

第12条(休会)

- (1)疾病、不慮の災難、あるいは医師の診断書等により、物理的に活動が困難と認められる場合、会員はエムロードの承認を受けることにより休会することができる。
- (2)休会期間は会員期間の計算から除外する。但し休会期間は2ヶ月を越えることはできない。

第13条(退会)

- (1)会員は次の場合、エムロードを退会する。
 - ①婚約しエムロードに成婚料を納入した時(所定用紙にて届出)。
 - ②会員から退会申出があった時。この申出は退会月の20日迄に書留郵便(当日消印含む)または来社面接の上、所定用紙により届け出るものとする。
 - ③交際が継続中は退会することは出来ない。
 - ④休会期間が2ヶ月を越え再登録しない場合。

第14条(除名)

- エムロードは次の場合会員を除名することが出来る。
- (1)本規約の各事項に違反した場合。
 - (2)エムロードを悪用し、または、悪用しようとした場合。
 - (3)エムロードに対して提供した自己の情報に虚偽がある場合。
 - (4)エムロードの紹介する相手及びエムロード社員に対し、著しく人格無視の行為があった場合。
 - (5)異性と同棲している場合、または婚約・同棲とみなされる状態にある場合。
 - (6)身体または、精神が会員活動、及び結婚生活に適さないと考える疾病、欠陥があるとみなされる場合。
 - (7)エムロードに対して届出なく6ヶ月以上消息不明、もしくは6ヶ月以上連絡がない場合。
 - (8)犯罪、その他エムロードの信用と品位をそこなう行為があった場合。

第15条(責任)

- (1)会員は、エムロードが、提供するサービスにより、相手会員と交際を始めた場合、自己の意思と責任に於いて相手会員と交際するものとする。
- (2)お申込みの結果、及び交際結果の可・否については会員同志の意志によるものでエムロードは一切の責任を負わない。
- (3)万一、交際により事故等が生じた場合、会員相互の責任において処理するものとし、エムロードは一切責任を負わない。但し、会員がエムロードを悪用しようとしていることを知り得た場合には、これを防止するため必要な措置をとることができる。
- (4)エムロードは、会員に不誠実または不適切な態度、行為があった場合(会員の両親も含む)、そのサービスを停止し、損害賠償を請求することができる。
- (5)会員が、入会誓約書、本規約に重大な違反をした場合、エムロードはあらゆる法律手続きを取ることが出来るものとする。

第16条(規約改正)

- (1)エムロードは必要に応じ、本規約及びシステムを変更し得るものとする。
- (2)本規約及びシステムを変更した場合、会員は変更後の規約及びシステムに従うものとする。

第17条(その他)

- (1)会員としての権利は、他人に譲渡することができない。
- (2)会員が、転勤その他の会員の都合で支社を変更する時は、第11条の規定にかかわらず移籍料を支払うものとする。
- (3)エムロードの会員に対するサービスは、会員の退会日または除名日をもって終了する。但し、エムロードは会員の要望により、婚約後の結納、結婚式の日取りや準備(式場・ハネムーンの紹介他)等、種々相談に応じる。

第18条(協議事項・合意管轄)

- (1)エムロードと会員双方との間で、本規約について紛争その他の問題が発生した場合、誠意をもって協議し、解決にあたるものとする。協議は会員の帰属する支社とする。
- (2)万一同条件第1項の協議が不調に終わり、訴訟を提起する場合は、会員が帰属するエムロード支社所在地の裁判所とする。